

政令第 号

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第八十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。